

岡山県公報

発行



令和7年12月12日 岡山県公報 第12761号

◎岡山県規則第七十四号

岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則（平成十八年岡山県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第四十八条第一項」を「第五十八条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百五十四号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和七年度募集の要領は、次のとおりである。

令和七年十二月十二日

岡山県知事　伊原木　隆　太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

1 日本国籍を有しない者

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者

3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

令和七年十二月二十一日から令和八年一月二十二日まで

四 採用試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定
なお、筆記試験及び適性検査は、WEB試験により実施する。

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

筆記試験及び適性検査（WEB試験）

令和八年一月二十五日から同月二十六日までの間で、志願者本人が希望する日時

2 口述試験及び身体検査

令和八年一月三十一日

七 試験場

1 筆記試験及び適性検査（WEB試験）

受験者の任意の場所（スマートフォン、PC等を使用し通信環境を有する場所）

2 口述試験及び身体検査

岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

(1) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

(2) 右記のほかに設定する場合がある。

八 採用予定時期

1 令和八年三月下旬から同年四月上旬までの間

2 右記のほかに設定する場合がある。

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

○八六一一二二六一〇三六一

○八六八一二二一五六三七

○八六一四二二一七三五八

令和7年12月12日 岡山県公報 第12761号

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所
自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所
ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/ckayama>

〇八六六一一一一三一四
〇八六一一一四一一八二四

令和7年12月12日 岡山県公報 第12761号

◎岡山県告示第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

令和七年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

総社市新本字東大平六六一八の一から六六一八の三まで、六六一八の一、六六一

八の一二、字堂屋敷六六一九の一、六六一九の二、六六一九の一五、六六一九の一六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東大平六六一八の一・字堂屋敷六六一九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(2) 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

(3) 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次とのおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び総

社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和7年12月12日 岡山県公報 第12761号

◎岡山県告示第五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

令和七年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
勝田郡奈義町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 變更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び奈

義町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和7年12月12日 岡山県公報 第12761号

◎岡山県告示第五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

令和七年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

苦田郡鏡野町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 變更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和7年12月12日 岡山県公報 第12761号

◎岡山県告示第五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和七年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
総社市新本字東大平六六一八の一、六六一八の一、六六一八の一二
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東大平六六一八の一（次の図に示す部分に限る。）
その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次とのおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。)

令和7年12月12日 岡山県公報 第12761号

◎岡山県告示第五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆太

道 一 般 国	種 道 路 類	道 路 類 名	区 間	年 月 日
	三 一 三 号		高梁市落合町阿部字井谷二六九五番七地先から高梁市落合町阿部字井谷二六八八番地先を経て高梁市落合町阿部字井谷二四〇七番三地先まで	令和七年十二月十八日

令和7年12月12日 岡山県公報 第12761号

〔五四一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ハローズ総社店
所在地 総社市井手字延後四八〇番二ほか
届出者の名称、住所及び代表者の氏名
- 2 名称 株式会社ハローズ
住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号
代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行
- 3 变更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
(変更前)
ア 名称 株式会社ブブレひまわり
住所 広島県福山市西新涯町二丁目一〇番一一号
代表者の氏名 代表取締役 畑 和彦

- イ 名称 株式会社大創産業
住所 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号
代表者の氏名 代表取締役 矢野 博丈
(変更後)
- ア 名称 株式会社ブブレひまわり
住所 広島県福山市西新涯町二丁目一〇番一一号
代表者の氏名 代表取締役 畑 和彦

- イ 名称 株式会社大創産業
住所 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号
代表者の氏名 代表取締役 矢野 靖二
- 4 变更年月日
変更年月日 平成三十年三月一日ほか

4
変更年月日
平成三十年三月一日ほか

二 届出年月日

令和七年十二月一日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
令和七年十二月十二日から令和八年四月十二日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

令和7年12月12日 岡山県公報 第12761号

〔五四二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第一項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ総社店

所在地 総社市井手字延後四八〇番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）株式会社プロプレヒマワリ 午前九時

（変更後）株式会社プロプレヒマワリ 二十四時間

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前）株式会社プロプレヒマワリ 午後九時

（変更後）株式会社プロプレヒマワリ 二十四時間

4 変更年月日

令和八年一月二十一日

二 届出年月日

令和七年十二月一日

三 縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

縦覧の場所

令和七年十二月十二日から令和八年四月十二日まで

1 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び総社市産業部企業誘致商工振興課並びに岡山県

産業労働部経営支援課ホームページ

令和7年12月12日 岡山県公報 第12761号

〔五四三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四一二番一、四一二番四、四一三番六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西坂台八三番地

藤井裕希奈

藤井 恵子

許可年月日及び許可番号

令和七年九月八日岡山県指令建指第一二五号

令和7年12月12日 岡山県公報 第12761号

〔五四四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年十二月十二日

岡山県知事

伊原木 隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
総社市駅南一丁目三四番一、三四番七、三四番八、一一二番の一部

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名
岡山市北区下中野七〇一番地の一〇八

株式会社デザインズハウス木屋

代表取締役 田代 智彦

許可年月日及び許可番号

令和七年六月十三日岡山県指令建指第四〇号

令和7年12月12日 岡山県公報 第12761号

〔五四五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年十二月十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
総社市福井字中寺二六八番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名
総社市福井五一番地一

秋葉 健太

許可年月日及び許可番号

令和七年七月二十五日岡山県指令建指第八九号

令和7年12月12日 岡山県公報 第12761号

〔五六六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和七年十二月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
総社市駅南一丁目三四番一、三四番七、三四番八、一一二番の一部
- 二 公共施設の種類
道路、下水道
- 三 位置及び区域
開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）
- 四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名
岡山市北区下中野七〇一一番地の一〇八
株式会社デザイナーズハウス木屋
- 五 代表取締役 田代 智彦
許可年月日及び許可番号
令和七年六月十三日岡山県指令建指第四〇号

令和7年12月12日 岡山県公報 第12761号

◎岡山県公安委員会規則第十一号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月十二日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次

のように改正する。

様式第九号から様式第十号の二までを次のように改める。

様式第9号(第20条関係)

運転経歴証明書交付等申請書

岡山県公安委員会 殿

※ 太線の枠内に記入してください。

資料区分				申請日	年 月 日			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">写真 貼付欄</div>	
フリガナ							電話番号(自宅・携帯)		
氏名									
生年月日	大正 2	昭和 3	平成 4	年 月 日					
住所									
現在の運転経歴の保有区分		なし ・ 運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報記録マイナンバーカード							
希望する運転経歴の保有区分		運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報記録マイナンバーカード							
マイナンバーカードの効力		有効 ・ 失効							
変更する方のみ	フリガナ								<input type="checkbox"/> 変更済み
	新氏名								
	新本籍								
新住所									
現に受けている運転経歴									
交付	年 月 日			番号					
失効・取消	年 月 日			※ 失効・取消から5年経過したものは申請できません。					

確認書類 <input type="checkbox"/> 郵便物 <input type="checkbox"/> 住民票(口添付) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>	郵便物
	<input type="checkbox"/>	住民票(口添付)
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード
	<input type="checkbox"/>	その他()

番号		
登録日	年 月 日	
窓口担当者	最終確認	

受理者	登録者	最終確認

納付済印

様式第10号(第20条関係)

運転経歴証明書等記載事項変更届

岡山県公安委員会 殿

※太線の枠内に記入してください。

フリガナ					届出日
氏名					年月日
生年月日	大正 2	昭和 3	平成 4		年月日
旧住所					電話番号(自宅・携帯)
旧氏名(フリガナ)					
旧氏名					
届出者 (代理人申請の場合)					続柄
現在の保有区分	運転経歴証明書・運転経歴情報記録マイナンバーカード				

現に受けている運転経歴	本籍(国籍)				
	住所				
	交付公安委員会		記録等公安委員会		
	免許証番号		免許情報記録番号		
	交付年月日	年月日	記録等年月日	年月日	
	有効期間の末日	年月日	条件		
	免許年月日	二小原 年月日 その他 年月日 二種 年月日			
	免許の種類	大型 中型 準小型 中型 特殊	普通二輪	大型二輪	普通二輪

記載事項変更	フリガナ				
	新氏名				
	新住所				
	新生年月日	年月日	性別	男	女
1 住所 2 氏名 3 住所 確認書類 住民票・郵便物・マイナンバーカード・その他()					

受理所属		
登録日	年月日	
処理絞り込み		
1 住所	2 氏名	3 住所 氏名

受理番号	
------	--

担当者	IC追記者	最終確認
IC未済		

運転免許課使用欄		

※IC未済の場合、「IC未済」を○で囲む

様式第10号の2(第20条関係)

運転経歴証明書再交付・再記録申請書

岡山県公安委員会 殿

※太線の枠内に記入してください。

資料区分				申請日	年 月				
				電話番号(自宅・携帯)					
フリガナ		氏名							
生年月日		大正 2	昭和 3	平成 4	年 月 日				
住所									
現在の運転経歴の保有区分			運転経歴証明書・運転経歴情報記録マイナンバーカード						
希望する運転経歴の保有区分			運転経歴証明書・運転経歴情報記録マイナンバーカード						
マイナンバーカードの効力			有効 · 失効						
紛失等の対象			運転経歴証明書・運転経歴情報記録マイナンバーカード						
変更する方のみ	フリガナ 新氏名							□ 変更済み	
	新本籍								
	新住所								
運転経歴証明書亡失状況等申立書									
私は、下記状況により、運転経歴証明書を亡失しました。 再交付を受けた後、亡失した運転経歴証明書が見つかったときは、速やかに返納します。									
<input type="checkbox"/> なくした <input type="checkbox"/> 盗難にあった <input type="checkbox"/> その他()									
いつどこで	日付	年 月 日 (~ 年 月 日 の間)							
	場所	(~ の間)							
<small>※まったく分からぬ場合は「不明」と記入してください。</small>									
現に受けている運転経歴									
交付	番号			再交付(記録)理由	1 亡失	2 盗難	3 焼失	4 滅失	
	年 月 日				5 汚損	6 破損	7 記変・条変		
					8 写真	9 その他	A マイナ紛失		
					<small>* 失効・取消から5年経過したものは保有区分を変更できません。</small>				

写真
貼付欄

確認書類		<input type="checkbox"/> 郵便物 <input type="checkbox"/> 住民票(□添付) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他()
番号		
登録日	年 月 日	
窓口担当者	最終確認	
受理者	登録者	最終確認

納付済印

令和7年12月12日 岡山県公報 第12761号

様式第十三号を次のように改める。

運転免許取得者等教育変更事項届出書	
年　月　日	
岡山県公安委員会 殿	
認定教育実施者 住所 (届出者)	
氏名	
変更（予定）年月日	
運転免許取得者等教育に使用している施設の名称	
運転免許取得者等教育に使用している施設の所在地	
変更する記載事項又は添付書類の内容	
変更後の記載事項又は添付書類の内容	
備考	

- 備考 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 備考欄には、添付書類の名称を記載すること。

令和7年12月12日 岡山県公報 第12761号

様式第十五号を次のように改める。

令和7年12月12日 岡山県公報 第12761号

様式第15号（第23条関係）

運転免許取得者等検査変更事項届出書	
年　月　日	
岡山県公安委員会 殿	認定検査実施者 住所 (届出者) 氏名
変更（予定）年月日	
運転免許取得者等検査に使用している施設の名称	
運転免許取得者等検査に使用している施設の所在地	
変更する記載事項又は添付書類の内容	
変更後の記載事項又は添付書類の内容	
備考	

- 備考 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 備考欄には、添付書類の名称を記載すること。

令和7年12月12日 岡山県公報 第12761号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年十二月十五日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県道路交通法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。